

# 令和5年度古河市運送事業者等 事業継続支援給付金



原油(ガソリン及び軽油をいう。)価格の高騰により事業の運営に支障が生じている市内で運送事業等を営む事業者に対して、当該事業の維持又は継続のための支援として、予算の範囲内において運送事業者等事業継続支援給付金を交付します。

※交付対象者の条件等については裏面をご確認ください。

次の額の合計額を給付金として支給します。(1法人等につき1回限り支給)

①大型自動車1台当たり 1万円

②大型自動車以外1台当たり 5千円

1交付対象者の上限額は、最大**50万円**となります。

## 内 容

【申請・問】 古河市役所 (古河庁舎) 産業部  
商工観光課 企業支援係  
〒306-8601 茨城県古河市長谷町38-18  
TEL 0280-22-5111 内線2404.2405

古河市公式HP



## 交付対象事業

次のいずれかの事業に該当する法人等が給付対象です。

- (1) 貨物自動車運送事業
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業

## 交付対象者の条件

次のいずれにも該当する法人等が給付対象者です。

- (1) 市内に交付対象事業に係る事業所を有する法人又は本市の住民基本台帳に記録されている個人事業主であること。
- (2) 令和5年9月1日において交付対象事業に必要な許可又は認定を全て有し、かつ、申請の日において市内で当該交付対象事業を継続していること。
- (3) 個人事業主又は法人及びその代表者について、市税の滞納がないこと。
- (4) 給付金の交付を受けていないこと。
- (5) 給付金の申請をした日以降も当該申請に係る事業を継続する意思のあること。
- (6) 個人事業主又は法人並びにその代表者及び役員が、古河市暴力団排除条例(平成23年条例第32号)第2条第1号から第4号までのいずれにも該当しないこと。

## 申請方法

下記の必要書類を添えて、商工観光課宛に郵送又は直接持参にて提出してください。

- (1) 運送事業者等事業継続支援給付金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) 運送事業者等事業継続支援給付金 交付対象自動車一覧(様式第2号)
- (3) 交付対象事業を営むために必要な許可又は認定を受けていることを証明する書類の写し
- (4) 直近で支払った市税等の領収書の写し又は支払ったことがわかるものの写し
- (5) 振込先の口座に関する情報(金融機関名、口座番号、名義人等)が分かる書類
- (6) 法人の登記事項証明書(申請者が個人事業主にあつては、申請者本人の本人確認書類(公的機関が発行したものに限る。))の写し
- (7) 交付対象自動車の車検証の写し(車検のある交付対象自動車の場合に限る。)

電子車検証の場合は、車検証の写しに加えて、自動車検査証記録事項の写しも添付してください。

## 受付期間

令和5年10月2日(月)～令和5年12月15日(金)

※窓口受付は平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。

※郵送による申請の場合は上記期間内の消印有効

※給付金は予算の範囲内に限り支給します。準備が整い次第すみやかに申請書類を提出してください。

## その他

- (1) 給付金の交付申請様式は、古河市HPに掲載しております。また、商工観光課窓口(平日のみ)でも配布しています。
- (2) 虚偽その他不正な手段等により給付金の交付を受けたときには給付金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した給付金の全部若しくは一部の返還を求める場合があります。
- (3) 交付決定者は、給付金に係る帳簿その他の証拠書類を整備し、令和6年度から5年間保存してください。